



◇第2720地区 八代ロータリークラブ ◇例会日 毎週水曜日 ◇会場 セレクトロイール八代  
 会長 中山 英 朗 会報編集者 下 山 修 生 年度 No.30  
 幹 事 古 田 浩 二 令和3年2月17日発行

2月10日（第3054回）例会

司会 重田SAA副委員長

歌 国歌「君が代」(声を出さずをお願いします)

Rソング「我等の生業」

ゲスト 早瀬輝美様（未来の森ミュージアム）

連続出席お祝い 寶代会員

宮崎(鴻)会員・沖田会員

会長の時間

中山(英)会長

非常事態宣言から1ヶ月がたち、患者発生数減少に関しては、かなりの成果が出ているように思います。発令時の1月7日が東京におけるピークで、一日で2,447名の患者が出ていましたが、2月6日には639名、2月8日276名と約1/10に減少しています。これを全国と熊本県と比較すると、両方ともピークは翌日の1月8日でそれぞれ7,882名、101名の感染者があり、2月6日は2,278名、6名、2月8日は1,217名、3名と顕著な数字として表れております。しかしながら、重症者、死亡者は逆に増加しており、特に死者はこの1ヶ月で2,626名となっています。2月8日時点で感染者の総数が406,776名、死亡者が6,544名であることからいかにこの1ヶ月で亡くなった方が多いか分かります。

古田幹事が先週報告されたように医療従事者の方は、患者さんの身になって一生懸命努めていらっしゃると思います。特に重症者に対しての気遣いは相当な事と感じました。どうか皆さん感染させないよう新生活様式の実行よろしく願います。

先週も伝えましたが、今国会で改正特措法が

2月24日のプログラム		3月3日のプログラム	
新会員卓話		新会員卓話	
本日のスマイル	26,000円	累計	562,000円

可決され、3日公布、13日に施行されることになりました。皆さんご存じと思いますが、改めて内容を少し説明したいと思います。

1. 改正特別措置法
2. 改正感染症法
3. 改正検疫法

上記3つの法案が改正されております。対策の実効性を高めるため、緊急事態宣言のもとで都道府県知事は施設の使用制限を「要請」できることに加え、正当な理由なく応じない事業者などには「命令」ができるようになります。▽緊急事態宣言が出されている場合は30万円以下、▽出されていない「重点措置」の場合は20万円以下、▽立ち入り検査を拒否した場合は20万円以下の過料をそれぞれ科すとしています。

また、緊急事態宣言が出される前でも集中的に対策を講じられるよう「まん延防止等重点措置」が新たに設けられます。

このほか改正法では、国や自治体は感染防止の措置によって影響を受けた事業者に対する支援に必要な財政上の措置を講じると明記しています。

改正感染症法では、知事などが感染者に自宅療養や宿泊療養を要請できる規定が新たに設けられました。

## ◆ 出席報告 ◆ 福島(光)委員長

会員総数	出席免除 会員数	計算上会員数	ホームクラブ 出席数	当日分メーク アップ済会員	合計
77名	2名	75名	69名	0名	69名
1/27の 出席会員数	補填会員数	合計	1/27の出席率	他出席会員 (メークアップ)	本日出席率
77名	0名	77名	100%	名	92.00%

そのうえで、感染者が宿泊療養などの要請に応じない場合は入院を勧告し、それでも応じない場合や入院先から逃げた場合には行政罰として「50万円以下の過料」を科すとしています。

新型コロナウイルスの水際対策として政府は、海外からの入国者に対し空港での検査結果が陰性でも原則14日間は自宅などでの待機を求めています。また、保健所の調査に対して正当な理由なく虚偽の申告をしたり、調査を拒否したりした場合も行政罰として「30万円以下の過料」を科すとしています。このほか、改正法では厚生労働大臣や知事が医療機関に必要な協力を求めることができるとし、正当な理由なく応じなかった場合には勧告したうえで従わなかった場合は医療機関名を公表できる規定も盛り込まれました。

さらに、国や自治体との間で感染者に関する情報共有を図るため、保健所を置く自治体から都道府県知事に発生届を報告することや、保健所の調査結果を関係自治体に通報することを義務づけています。

長々の説明になりましたが、今まではこれらの法は、非常事態でも、要請しか出来ず、聞き入れられない場合でも罰則規定が無かったのを強制力のある罰則を含む法に改正され、強制力も増したものになっていると思います。2・3に関しては今回の新型コロナ感染症を含めて今後の感染症に対しての今後使われると思います。

先週からのことで森委員長発言にも触れたいのですが、次回にさせていただきます。

## 幹事報告

古田幹事

- ロータリーの友2月号を配布致します。
- 2021-2022年度版『ロータリー手帳』注文の回覧を致しますのでよろしくお願い致します。
- 地区ホームページに「2月のガバナー月信」が掲載されておりますので是非ご覧下さい。
- ◎例会取り止めのお知らせ
  - ・熊本北RC 2月18日(木)は定款により例会取り止め。(サインMU無し)
  - ・八代北RC 2月の例会を中止。
  - ・八代南RC 2月23日(火)は定款に基づき取り止め。
- 本日の週報4ページ目の松木会員・松井会員のところで「ポールハリス・フェロー」となっていますが、「マルチプル・フェロー」の誤りです。修正をお願いします。

## ○理事会の報告

- ・例会変更の基準について現状のまま。
- ・火曜日に中止の決定をした場合の対応。

スマイルBOX 黄木副委員長

〔中山(英)会長・古田幹事〕

本日は、未来の森ミュージアムより、早瀬輝美（はやせてるみ）様をお迎えして、卓話を頂きます。八代の歴史や宝に触れられる貴重な機会です。しっかり拝聴させていただきます。

また、コロナ禍における運営は大変だと思えます。コロナ禍における工夫や配慮についての話もいただければ幸いです。

本日もよろしく願います。

〔高野(興)会員〕

未来の森ミュージアム上席学芸員 早瀬様、本日は大変お忙しい中、ご来訪頂き卓話を頂きますことに心より感謝申し上げます。

限られた時間で申し訳ありませんが、楽しみに拝聴させていただきます。

〔名和会員〕

八代市立博物館未来の森ミュージアムの早瀬さん、今日の卓話楽しみに拝聴させていただきます。

〔松井会員〕

博物館より早瀬学芸員様のご来訪を歓迎し、知っている様で意外と知らない事の多い笠鉦についてのお話しを楽しみに拝聴いたします。

卓話 冬季特別展覧会について

未来の森ミュージアム学芸員 早瀬輝美 様



連続出席表彰 沖田会員・宮崎(浩)会員



卓話 早瀬輝美 様